

平成 25 年 8 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人日本年金数理人会
公益社団法人日本アクチュアリー会

実務対応報告公開草案第 39 号

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」
に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成25年7月2日に公表された実務対応報告第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」に関しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

記

1. 退職給付に関する会計基準との関係について

公開草案第 44 項では、「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」において退職時に自社の株式が交付される場合、ポイント制度を採用する退職給付制度と類似した性質もあり、こうした制度の取扱いについては、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び退職給付適用指針の退職給付見込額の期間帰属方法の定めにおいて考え方が示されている。」としたうえで、「しかしながら、ポイントの行使により自社の株式を含む現物が交付される場合については、同基準及び同指針では取扱いが定められていないため、これらの基準等は、直接は適用されないものと考えられる。」と記載されています。このうち、前半については支持します（ただし、本件は、ポイント制度というより、キャッシュ・バランス・プランの一種と見られると考えます。）が、後半については支持しません。

前半について、

日本における代表的な退職給付制度のひとつであるキャッシュ・バランス・プランは、企業年金制度としても退職一時金制度としても導入されていて、その再評価率としては、国債の応募者利回り、各種の市場インデックスなど多様な指標が想定されます。本件は、自社株の株価を指標とするキャッシュ・バランス・プランの一種と見られると考えます。

後半について、

「退職給付に関する会計基準」には、退職給付が現金で支払われる場合に限定されるとの記載はありませんから、その支払い手段が現金か現物かの違いは本質的ではなく、現物で支払われることを排除しているとは考え難いと思われます。また、本件でも、現物ではなく、それと等価の現金で支払いを行う設計もありうるものと考えられます。したがって、現物給付である場合の取扱いについて同基準及び同指針に定めがないことを以って、これらの基準等が、本件に対して適用されないものと考えられる理由とすることは、適切ではないと思われます。

これらのことから、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職後に支給される特徴を有する株式給付規程は、信託を通じて自社の株式を交付する仕組みの有無にかかわらず、退職給付制度の一形態であると判断されるのではないのでしょうか。

2. 国際財務報告基準（IFRS）との関係について

本件の取扱いを検討するにあたっては、国際的な基準との関係を検討するべきと思われますが、公開草案には、そのような検討が行われた旨の記載がありません。

ちなみに、IAS19は、退職給付以外にも **Employee Benefits** の全般を対象としたものであり、IFRS2は、**Share-based Payment** に関する取扱いが記載されていますので、これらとの関係を検討するべきではないのでしょうか。

以上